

東京純心大学における内部質保証に関する方針

東京純心大学（以下、「本学」という）の「内部質保証に関する方針」を次のとおり定める。

1. 基本方針

本学の理念・目的の実現に向けて、大学教育の質保証と向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動の状況について、自己点検及び評価を実施し、その結果を公表する。

- 1) 本学は、「建学の精神」及び「教育理念」を実現するために、PDCA サイクルに基づいた内部質保証体制を構築する。
- 2) 教育研究活動等の状況について、恒常的・継続的に自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成する。
- 3) 自己点検・評価は、公益財団法人日本高等教育評価機構の「大学機関別認証評価」の評価基準に基づき、大学独自の項目を追加して評価する。
- 4) 本学の教育研究活動等の状況が適切な水準であることを社会に対して公表し、説明責任を果たす。
- 5) 自己点検・評価の妥当性・客観性および内部質保証の有効性を高めるため、外部委員で構成される第三者評価を継続的に受け、その結果を公表する。
- 6) 自己点検・評価結果を全学的にフィードバックすることで、本学の教育の質の保証と向上を図る。
- 7) 認証評価機関による大学評価を受審し、評価結果をもとに課題に対する改善・向上に向けた取り組みを実施し、内部質保証のための PDCA サイクルを有効に機能させる。

2. 内部質保証の組織体制

- 1) 大学全体の内部質保証の責任を負う組織として、学長を議長とする「大学運営協議会」を置く。大学運営協議会は本学の教育研究活動等の適切性、有効性を検証し、自己点検・評価の方針を策定し、自己点検・評価活動を統括する。
- 2) 大学運営協議会の下で「自己点検・評価委員会」は、教育研究水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動にかかわる自己点検・評価の実施体制を整え、自己点検・評価活動を実施する。その結果を「自己点検評価書」として大学運営協議会ならびに理事会に報告する。

- 3) 自己点検・評価活動の実施にあたっては、本学の教育研究活動に関する情報の収集、分析及び提言を行う組織である大学 IR 推進室で作成された様々なデータを根拠として現状を点検し、PDCA サイクルにより自主的かつ自律的に教育の質の向上に向けた改善を図る。
- 4) 学部・学科・各委員会・各センターは、諸活動を網羅的に検証し、自己点検・評価の結果を踏まえ改善・向上を着実に推進する。
- 5) 自己点検・評価の妥当性・客観性および内部質保証の有効性を高めるため、第三者評価委員会を置く。第三者評価委員会は、自己点検・評価の妥当性・客観性に関する事項、内部質保証の有効性に関する事項等を評価し、その結果を学長に報告する。
- 6) 学長は、自己点検・評価や第三者評価の結果をもとに、改善が必要な事項について当該組織の長に改善を指示する。
- 7) 改善の指示をうけた組織の長は、改善が必要な事項について改善計画を策定及び実施し、大学運営協議会を経て学長に報告する。
- 8) 自己点検・評価活動に基づく最終的な評価結果については、全学的に情報共有を図るとともに、大学公式ホームページを通じて公表し、高等教育機関としての社会的責務を果たす。

3. 東京純心大学内部質保証組織体制図

